

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（仮称）」

第3回庁内検討会

1. 日時・場所

平成29年10月3日（火）13:30～15:00

都庁第二本庁舎 31階特別会議室 27

2. 出席者

別紙出席者名簿のとおり

3. 議題

- (1) 拡幅整備の有効性の精査
- (2) 地域的な道路における既存道路による代替可能性の観点
- (3) 立体交差の検討
- (4) その他

4. 配布資料

議事次第

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（仮称）」策定に向けた考え方
（第3回検討会資料）

5. 議事録（質疑）

建設局道路建設部事業化調整専門課長

- ・ 拡幅整備の有効性の精査にあたり、今後は個別路線の詳細な検討を行う中で、例えば視点1に関する歩行者やバス路線の状況、停車需要の多寡等の把握を行い、その上で一般論として整理していく作業が必要である。
- ・ 広域的な道路について、今後建設局が主体となって更なる検討を行っていく予定であるが、引き続き都市整備局とも緊密な連携をお願いしたい。
- ・ 立体交差の検討にあたり、今後は対象とする道路の規格、機能、立体交差の前後を含めた交差処理上の問題に加えて、地域特性を総合的に検討していくことになると思うが、今後の具体的な検討項目や検討時期、建設局と都市整備局の役割分担等については、引き続き調整をお願いしたい。

都市整備局都市基盤部街路計画調整担当課長

- ・ 拡幅整備の有効性の精査については、個別路線の詳細な検討を行い、一般論としてそれぞれの視点を整理していく作業が今後必要であると考えている。

- ・広域的な道路については、建設局と共に都が主体となって検討を行うが、地域的な道路については、区市町とも連携し、東京都と区市町とが共通認識を持ちながら検討を進めていきたいと考えている。
- ・立体交差の検討における今後の具体的な検討項目や検討時期、建設局と都市整備局の役割分担等については、引き続き協議をお願いしたい。

都市整備局都市基盤部長

- ・拡幅整備の有効性の精査については、個別路線の検討を行いながら、一般論として整理していくフィードバックの作業が重要であると考えている。
- ・立体交差の検討については、引き続き協議をお願いしたい。

建設局道路管理部安全施設課長

- ・立体交差については、立体交差部分の計画幅員等が、現行の道路構造条例等の基準を満たしているか否かの確認は行うのか。

都市整備局都市基盤部街路計画調整担当課長

- ・立体交差部分の計画幅員が、現行の道路構造条例等の基準を満たしているか否かの概略の確認は行う予定である。

以上

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（仮称）」

第3回庁内検討会 出席者名簿

所 属		備 考
政策企画局	調整部 技術政策担当課長	
都市整備局	総務部 企画担当課長	
	都市づくり政策部 政策調整担当課長（都市政策担当課長兼務） 都市計画課長 土地利用計画課長 緑地景観課長	(代理)
	都市基盤部 都市基盤部長【座長】 物流調査担当課長 街路計画課長 外かく環状道路担当課長 街路計画調整担当課長	
	市街地整備部 企画課長 防災都市づくり課長	
	市街地建築部 建築企画課長	(代理)
	建設局	道路管理部 路政課長 保全課長 安全施設課長 調整担当課長
	道路建設部 計画課長 事業化調整専門課長	(代理)
	公園緑地部 計画課長	
港湾局	港湾整備部 計画課長	(代理)